

専決処分した事件の承認について

令和4年度霧島市の温泉供給特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和4年10月17日提出
霧島市長 中重 真一



専決第8号

令和4年度 霧島市温泉供給特別会計補正予算（第1号）の
専決処分について

令和4年度霧島市の温泉供給特別会計補正予算（第1号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年10月5日
霧島市長 中重 真一



令和4年度

温泉供給特別会計補正予算

(第1号)

霧島市

令和4年度 霧島市温泉供給特別会計補正予算（第1号）

令和4年度霧島市の温泉供給特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28,759千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103,391千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	温泉施設事業	19,129

令和4年度

温泉供給特別会計補正予算
(第1号)に関する説明書

霧島市

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	72,632	28,759	101,391
歳出合計	74,632	28,759	103,391

